# Patent



特許業務法人 藤本パートナーズ 山本 裕◇弁理士

先日、補正の一態様として、「除くクレーム」とする補正があると聞きました。「除くクレー ム」がどのような補正なのか教えてください。



また、「除くクレーム」とする補正は、日本以外の国や地域でも認められているのでしょうか。

(神奈川県 M. Y)

### 1. はじめに

特許・実用新案審査基準の「第 IV部 第2章 新規事項を追加する補 正 | における 「3.3.1 特許請求の範囲 の補正 | の「(4)除くクレームとする 補正の場合」によれば、「除くクレー ム」とは、請求項に記載した事項の記 載表現を残したままで、請求項に係る 発明に包含される一部の事項のみをそ の請求項に記載した事項から除外する ことを明示した請求項をいいます。

また、「除くクレーム」とする補正 とは、請求項を上記のように補正する ことをいいます。

## 2. 日本での「除くクレーム」とする 補正について

審査基準には、「除くクレーム」と する補正として、以下の2態様が挙げ られています。

(1) 請求項に係る発明が引用発明と 重なるために新規性等(29条1 項3号、29条の2または39条) が否定されるおそれがある場合 に、その重なりのみを除く補正 (以下、第1熊様)

本願の請求項に係る発明が任意の添 加剤を含む組成物に関するものであ

- り、引用発明が特定の添加剤を含む組 成物に関するものである場合、本願の 請求項から前記特定の添加剤を除外す る補正が第1態様に該当します。
- (2) 請求項に係る発明が「ヒト」を 包含しているために、29条1項 柱書きの要件を満たさない、ま たは32条に規定する不特許事由 に該当する場合において、「ヒ ト」のみを除く補正(以下、第 2態様)

本願の請求項が、配列番号1で表さ れるDNA配列からなるポリヌクレオ チドが体細胞染色体中に導入され、か つ、該ポリヌクレオチドが体細胞中で 発現している哺乳動物、と特定されて いる場合、「ヒト」を除くために、「哺 乳動物」を「非ヒト哺乳動物」とする 補正が第2熊様に該当します。

なお、第1および第2態様のいずれ の補正を行っても、補正前の明細書等 から導かれる技術的事項に何らかの変 更が生じるものではありません。

そのため、意見書において、補正が 新規事項の追加に該当しないことや、 補正の根拠について言及する必要はあ りません。

## 3. 日本以外での「除くクレーム」と する補正について

## (1) 米国

MPEP2173によれば、請求項を「否 定的な限定 | で表現することは可能で あり、「除くクレーム」とする補正は 認められますが、「否定的な限定」は 出願時の明細書中に根拠が必要です。

## (2) 欧州

拡大審判部の過去の審決 (G2/10) によれば、「除くクレーム」とする補 正は認められるものの、除かれた後の 発明(態様)が当初明細書中に暗示的 にも記載されていない場合には、新規 事項の追加となります。

### (3)中国

専利指南によれば、「除くクレーム」 とする補正は認められており、日本と 同様に、補正の根拠を明示する必要は ありません。

## 4. おわりに

「除くクレーム」とする補正は、引 用発明との差異を明確にしたいときな どに有効です。一方で、国や地域ごと に、「除くクレーム」が認められる判 断基準が異なりますので、この点につ いて十分に留意してください。